

廃食用油回収推進のためのガイドブック
～地産地消 S A F 製造に向けて～

2026年2月

あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会

目次

| | |
|--|-----------|
| 1. はじめに | 1 |
| 1.1 背景と目的 | 1 |
| 1.2 SAF の製造方法と廃食用油等の原料の重要性 | 2 |
| 1.3 本ガイドブックの普及により目指すもの | 4 |
| 2. 廃食用油の回収を推進するに当たっての前提 | 5 |
| 2.1 愛知県内における廃食用油の発生状況..... | 5 |
| 2.1.1 発生源と処理責任者 | 5 |
| 2.1.2 愛知県内における廃食用油の発生量 | 6 |
| 2.2 廃食用油の回収手順と回収推進に向けた留意事項..... | 9 |
| 2.2.1 回収拠点の設置 | 9 |
| 2.2.2 回収方法の選定 | 10 |
| 2.3 市町村・民間事業者の役割 | 12 |
| 2.3.1 市町村の役割..... | 12 |
| 2.3.2 民間事業者の役割..... | 13 |
| 3. 地産地消 SAF のための回収等推進策 | 14 |
| 3.1 民間の活力を活かした回収推進策..... | 15 |
| 3.1.1 事例① 回収拠点協力店舗の市町村拠点への取込み | 15 |
| 3.1.2 事例② 民間事業者の独自回収の推進..... | 16 |
| 3.1.3 事例③ 協力店舗に対する市町村回収拠点としての認定 | 17 |
| 3.1.4 まとめ..... | 20 |
| 3.2 その他の市町村による後押し策 | 21 |
| 3.2.1 地産地消 SAF の推進のための連携策 | 21 |
| 3.2.2 廃掃法における位置付けの整理 | 24 |
| 3.3 住民への普及啓発策・インセンティブ..... | 28 |
| 3.3.1 事例① 広告媒体を活用した情報発信【認知・理解】 | 29 |
| 3.3.2 事例② 小学校における出前授業【関心】【行動・実践】 | 30 |
| 3.3.3 事例③ 自治体ポイント制度を用いた普及啓発【行動・実践】 | 31 |
| 3.3.4 事例④ 民間事業者の既存サービスを活用した取組【行動・実践】 | 33 |
| 4. その他の公的支援制度の紹介 | 34 |
| 4.1 国による支援制度..... | 34 |
| 4.2 市町村による助成の事例 | 36 |

目次

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 図 1-1 | あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会の検討体制 | 4 |
| 図 2-1 | 廃棄物の区分 | 5 |
| 図 2-2 | 愛知県内の家庭系廃食用油の発生ポテンシャル | 7 |
| 図 2-3 | 既存の回収拠点イメージ | 9 |
| 図 2-4 | 家庭系廃食用油の回収方法 | 10 |
| 図 2-5 | 家庭系廃食用油の運搬方法 | 11 |
| 図 3-1 | 地産地消 SAF 推進のための方向性 | 14 |
| 図 3-2 | 名古屋市における家庭系廃食用油の回収方法 | 15 |
| 図 3-3 | 「すてる油で空を飛ばう」プロジェクトの家庭系廃食用油回収の仕組み | 16 |
| 図 3-4 | 安城市における家庭系廃食用油回収イベント | 17 |
| 図 3-5 | 協力店に交付される認定表示板（松戸市） | 19 |
| 図 3-6 | 横浜市・JAL の協定締結の様子 | 22 |
| 図 3-7 | 京都市における家庭系廃食用油回収後の資源循環の流れ | 23 |
| 図 3-8 | 環境省廃棄物規制課通知 | 25 |
| 図 3-9 | アンケート調査結果（廃食用油回収の認知度と廃食用油回収を知ったきっかけ） | 29 |
| 図 3-10 | アンケート調査結果（廃食用油回収への参加経験がない回答者の今後の参加意向） | 29 |
| 図 3-11 | アンケート調査結果（SAF を知ったきっかけ） | 30 |
| 図 3-12 | 小牧市における廃食用油回収に関する民間連携の出前授業 | 30 |
| 図 3-13 | 脱炭素エキデンアプリと対象となる脱炭素行動例 | 31 |
| 図 3-14 | 堺エコライフポイントアプリと対象となる環境行動 | 32 |
| 図 3-15 | アオキスーパーによるイベント周知用チラシ | 33 |
| 図 4-1 | 豊田市のリサイクルステーション | 35 |

表目次

| | | |
|-------|--|----|
| 表 1-1 | 現在利用できる SAF 製造方法の一覧 (ASTM D7566) | 2 |
| 表 1-2 | HEFA の原料となる油脂の種類 | 3 |
| 表 2-1 | 愛知県内における家庭系廃食用油の推定発生量および回収率 | 6 |
| 表 2-2 | 愛知県内における事業系廃食用油の発生量 | 7 |
| 表 2-3 | 油脂および油脂製品の再生利用の状況 | 8 |
| 表 2-4 | 市町村が回収している油・回収していない油の例 | 12 |
| 表 3-1 | 3つの事例に関する比較表 | 20 |
| 表 3-2 | 実証実験に基づく家庭系廃食用油を有価物と判断した事例 | 24 |
| 表 3-3 | 3つの解釈の比較表 | 27 |
| 表 3-4 | 行動変容のフェーズと対応する推進策例 | 28 |
| 表 4-1 | 京都市使用済てんぷら油回収事業の助成金額 (年額) | 37 |

1. はじめに

1.1 背景と目的

「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」では、県内の温室効果ガス排出量を、2030 年度に 2013 年度比で 46.0%削減、2050 年までにカーボンニュートラルとすることを目指しており、その達成に向け、航空分野においても二酸化炭素（CO₂）排出量の削減が急務となっています。その実現手段として、持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel：以下「SAF」という。）の導入が国際的に進められています。

使用済み食用油（以下「廃食用油」という。）は、SAF の主要な原料の一つとして注目されています。一方で、私たちの家庭から排出される廃食用油については分別排出や回収拠点の不足など、回収量拡大のための課題が残されています。SAF の原料となる廃食用油の有効活用を進めることは、カーボンニュートラル社会の実現に向けた重要な取組の一つです。

愛知県では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、企業・団体から革新的な脱炭素プロジェクトのアイデアを募り、学識経験者で構成される「あいちカーボンニュートラル戦略会議」で事業化支援に値する優れたプロジェクトを選定しています。2024 年 12 月 26 日に開催された第 4 回戦略会議において、株式会社レポインターナショナルと株式会社 NTT データが提案した「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」が選定されました。このプロジェクトは、地域での廃食用油の回収を促進し、回収される廃食用油を原料とする SAF 製造から域内の空港での利用までを含めた地産地消サプライチェーンの構築を目指すものです。

「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」をはじめとする「地産地消 SAF」の実現を目指す取組を推進するため、愛知県は「あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会（以下「協議会」という。）」を設立しました。協議会は、会長である愛知県知事のほか、プロジェクト提案企業である株式会社レポインターナショナル、株式会社 NTT データ、県内外の企業・団体（市町村等を含む約 40 団体（2026 年 2 月時点））、アドバイザー（大学教授等の有識者）、オブザーバー（国・県・航空関連企業等）で構成されています。協議会構成員の連携により、愛知発の地産地消 SAF モデルを全国に先駆けて確立し、商用化および事業化につなげることが期待されています。

本ガイドブックは、県内市町村や家庭から排出される廃食用油の回収に関わる事業者を対象として、廃食用油回収の現状と課題を整理するとともに、新たな回収スキームを示すものです。特に、スーパーマーケット等の民間事業者と

の連携による回収拠点の拡充、県民への普及啓発および法令解釈に基づく適正な運用などについて、先行事例を交えながら具体的な手法を紹介します。

本ガイドブックを通じて、各地域の実情に応じた廃食用油回収の仕組みが構築され、県内における SAF 原料の安定供給と地域資源循環の促進が図られることが期待されます。

1.2 SAF の製造方法と廃食用油等の原料の重要性

SAF を使用するためには、厳格に定められた品質規格を満たす必要があります。その品質規格として現在採用されているのが、ASTM インターナショナル（旧米国材料試験協会）が定める燃料規格である ASTM D7566 です。ASTM D7566 では、SAF の原料と製造プロセス（パスウェイ）を Annex で分類しています。Annex に記載されているパスウェイは 8 種類あります。

表 1-1 現在利用できる SAF 製造方法の一覧（ASTM D7566）

| Annex | 種類 | 概要 | 原料の例 | 混合上限 |
|-------|-------------|-------------------------|-------------------|---------|
| A1 | FT-SPK | バイオマス等をガス化し、FT 合成で液体燃料化 | 木質原料、セルロース、都市ごみ | 50 vol% |
| A2 | HEFA-SPK | 油脂・脂肪酸を水素化して燃料化 | 廃食用油等の油脂 | 50 vol% |
| A3 | SIP | 糖を発酵させた炭化水素を水素化 | サトウキビなど糖質作物 | 10 vol% |
| A4 | FT-SPK/A | FT 燃料に芳香族を加え特性を補完 | 非石油由来芳香族 | 50 vol% |
| A5 | ATJ-SPK | アルコールを脱水・水素化して燃料化 | サトウキビ、トウモロコシ、都市ごみ | 50 vol% |
| A6 | CHJ | 油脂を加水熱分解して炭化水素化 | 微細藻類および廃食用油など | 50 vol% |
| A7 | HC-HEFA-SPK | 藻類由来炭化水素を水素化 | 微細藻類抽出油 | 10 vol% |
| A8 | ATJ-SKA | ATJ に芳香族製造工程を追加した改良型 | 炭素数 2~5 のアルコール | 50 vol% |

これらのうち、最も商用化が進んでいるのは Annex-A2 : HEFA-SPK です。HEFA は、廃食用油や植物油・動物脂などを水素化処理して燃料を得る技術であり、既存の石油精製設備を一部転用できることから生産性・経済性の両面で優れています。2024 年時点では、世界の SAF 生産量の約 9 割以上が HEFA 系によって製造されています。HEFA では、以下のようにさまざまな油脂原料が利用できます。

表 1-2 HEFA の原料となる油脂の種類

| 油脂の種類 | 種類 |
|----------|-----------------------------|
| 廃食用油 | 家庭・事業所等で発生する使用済み食用油 |
| 廃獣脂 | 食肉処理などから発生する動物由来脂肪 |
| 廃棄油脂 | 食品製造工程や油脂加工業で発生する副産油・廃棄油脂 |
| 油脂植物 | 菜種油・大豆油・パーム副産物油（PFAD）など |
| ブラウングリース | 下水・排水処理過程で分離・回収される高含水の油脂性汚泥 |
| 藻類 | 藻類が生成する油脂 |

これらの原料のうち、廃食用油は HEFA の主要な原料として世界的に広く利用されています。世界的な需要が高まるなか、国産 SAF の供給拡大に向けては、国内で発生する廃食用油を安定的に確保し、地域内での回収・活用を進めていくことが求められます。

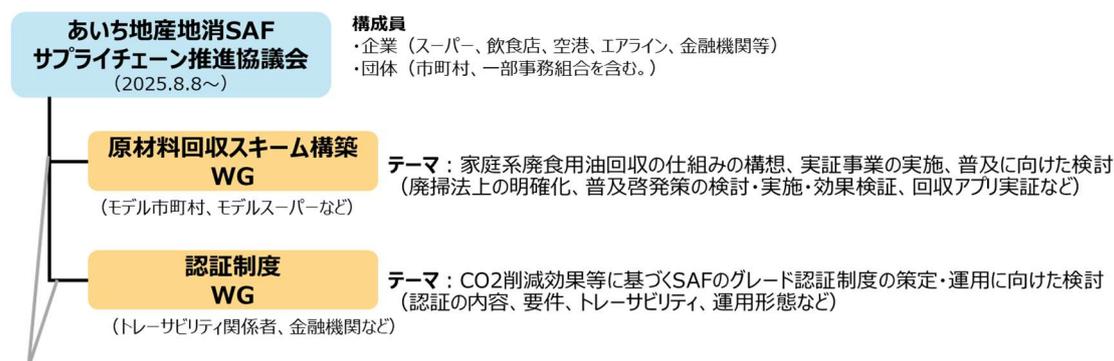
一方で、SAF の原料となる廃食用油は、すでに国内外で再利用が進められており、主な用途として軽油代替のバイオディーゼル燃料、石けん・飼料などの工業原料、さらには海外のバイオ燃料製造工場への原料輸出などが挙げられます。近年は、このような輸出分を国内で循環利用し、国産 SAF の製造に活用していく動きも見られます。

廃食用油の回収から製造・利用までを地域内で連携して進めることにより、原料輸送に伴うエネルギー負荷を低減できるほか、地域産業への貢献にもつながります。廃食用油を SAF として再資源化することは、限られたバイオマス資源を有効に活用し、国内 SAF 供給体制を整備していく上で重要な取組の一つといえます。

1.3 本ガイドブックの普及により目指すもの

廃食用油を SAF の主要原料として地域内で有効活用するためには、回収から製造・利用までを結ぶ実効的な仕組みづくりが重要です。

協議会では、株式会社レボインターナショナル、株式会社 NTT データが中心となり、地産地消 SAF のサプライチェーン構築を進めています。具体的には、以下に示すとおり、2つのワーキンググループを設置し、特に原材料回収スキーム構築ワーキンググループにおいては、「家庭から排出される廃食用油回収の仕組みの構想、実証事業の実施、普及に向けた検討」を行っています。



WGでの議論は、事務局において取りまとめ、協議会に報告・共有。

図 1-1 あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会の検討体制

出所) 協議会第1回会議資料

本ガイドブックでは、原材料回収スキーム構築ワーキンググループにおいて2025年度に検討した「家庭から排出される廃食用油回収のスキーム」、特に、スーパーマーケット等の民間事業者との連携による回収拠点の拡充、県民への普及啓発、法令解釈に基づく適正な運用などについて、先行事例を交えながら具体的な手法を紹介しています。

各市町村や廃食用油の回収に関わる事業者が、本ガイドブックを参考として、地域の実情に応じた、地産地消 SAF のサプライチェーン構築に向けて、新たな回収スキームを推進することが期待されます。

2. 廃食用油の回収を推進するに当たっての前提

2.1 愛知県内における廃食用油の発生状況

2.1.1 発生源と処理責任者

廃食用油は、廃棄物の区分にならい、発生源によって「家庭系」と「事業系」に分類されます。

- 家庭系廃食用油は、一般家庭での調理に用いられた食用油が対象であり、主に揚げ物などで使用された植物油が中心です。発生量は一世帯あたり少量ですが、県全体としてみれば一定の潜在量を有しています。
- 事業系廃食用油は、飲食店、食品工場、給食センターなどの事業活動に伴って発生する使用済み油を指します。排出量が多く、品質も比較的安定しているため、再資源化原料としての利用が進んでいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）では、下図のとおり廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しており、処理責任者が異なります。家庭系廃食用油は「一般廃棄物」に該当し、市町村が処理責任を負います。

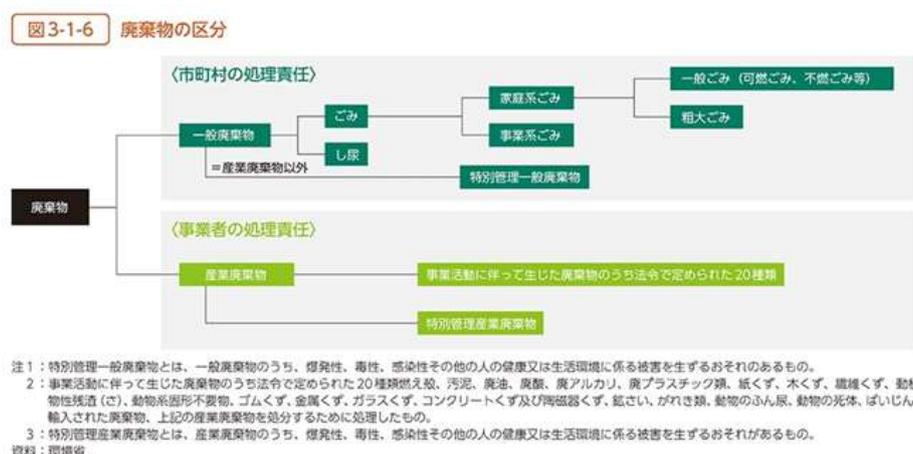


図 2-1 廃棄物の区分

出所) 環境省「令和2年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

一方で、飲食店・食品工場・給食センター等の事業系廃食用油は、「産業廃棄物」に該当します。法令上、事業活動に伴って生じた「廃油」は産業廃棄物として規定されており、事業者が自らの責任で適正に処理する必要があります。処理にあたっては、マニフェスト制度（産業廃棄物管理票）に基づき、収集運搬・処分の各工程を有資格事業者へ委託し、適正処理の確認を行うことが義務

付けられています。

但し、廃食用油はそもそも「廃棄物に該当するか否か」という点で判断が分かれる場合があります。再資源化を目的に有償で取引される場合などは、有価物（廃棄物に該当しない）とみなされることもあります（詳細は後述）。

廃食用油の取り扱いに当たっては、こうした廃掃法上の体系や処理責任の所在に留意する必要があります。

2.1.2 愛知県内における廃食用油の発生量

愛知県内における家庭系廃食用油の発生量の推計を表 2-1 で示しています。廃食用油発生量は、約 5,030 kL/年となっています。

一方、別途、協議会が実施したアンケートにより得られた回収量と併せて、県内での現状の廃食用油回収率を把握したところ、約 4.9%となっており、残りの多くの家庭系廃食用油を活用できる可能性があります。

参考に図 2-2 に県内の推定される分布についても示しました。

表 2-1 愛知県内における家庭系廃食用油の推定発生量

| 区分 | 世帯数 | 世帯あたり 廃食用油発生量 [L/年・世帯] | 廃食用油 発生量 [kL/年] |
|--------------|-----------|------------------------------|-----------------------|
| 県内全体 | 3,368,627 | 1.49 | 5,030 |
| 政令指定都市 | 1,174,484 | 1.40 | 1,644 |
| 人口 15 万人以上の市 | 1,083,975 | 1.55 | 1,680 |
| 人口 15 万人未満の市 | 943,550 | 1.54 | 1,452 |
| 町村 | 166,618 | 1.53 | 255 |

出所) 「愛知県人口動向調査結果年報 (2024 年)」、総務省「家計調査 (2024 年)」、全油連 UC オイルのリサイクルの流れ図 (令和 3 年度版) より作成

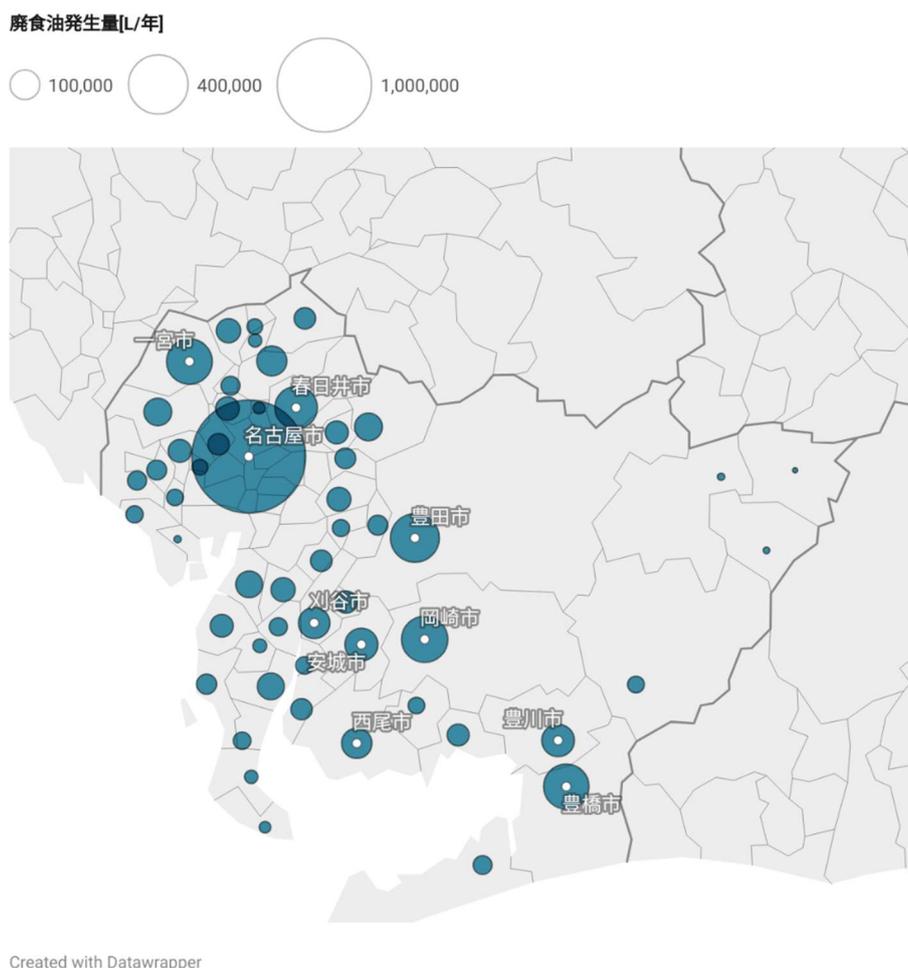


図 2-2 愛知県内の家庭系廃食用油の発生ポテンシャル

出所) 「愛知県人口動向調査結果 年報 (2024 年)」より三菱総合研究所作成

また、愛知県内における事業系廃食用油の発生量は、表 2-2 に示すとおり 25,854 kL/年となっており、家庭系廃食用油の推定発生量を上回っています。一方、表 2-3 に示すように、廃食用油を含む事業系の油脂および油脂製品の再生利用実施率は既に高い水準にあり、家庭系と比べて事業系廃食用油の活用がより進んでいることが分かります。

表 2-2 愛知県内における事業系廃食用油の発生量

| 項目 | 廃食用油発生量[kL/年] |
|------------------|---------------|
| 全国の事業系廃食用油の発生量 | 439,560 |
| 愛知県内の事業系廃食用油の発生量 | 25,854 |

出所) 全油連 UC オイルのリサイクルの流れ図 (令和 3 年度版) 「経済センサス-基礎調査 平成 26 年経済センサス-基礎調査 事業所に関する集計」より作成

表 2-3 油脂および油脂製品の再生利用の状況

| 業種区分 | 再生利用の実施量 (愛知県) [トン/年] | 再生利用等実施率 (全国) [%] |
|-------|--------------------------|----------------------|
| 食品産業計 | 22,512 | 93 |
| 食品製造業 | 10,739 | 98 |
| 食品卸売業 | 4,961 | 74 |
| 食品小売業 | 5,350 | 66 |
| 外食産業 | 1,461 | 51 |

出所) 「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量(令和5年度実績:都道府県別)」、「令和5年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果」より三菱総合研究所作成

事業系廃食用油に比べて家庭系廃食用油の回収率は依然として低いため、まずは家庭系廃食用油の回収促進を重点的に進めることが重要です。一方で、食品卸売業、小売業、外食産業などの業種では未回収の事業系廃食用油が一定程度残されていると考えられ、さらなる回収拡大の余地がある領域といえます。このように、事業系においても未回収の廃食用油が一定量残されていると考えられることから、今後は食品卸売業や小売業、外食産業から発生する廃食用油の回収促進を図ることも重要です。

2.2 廃食用油の回収手順と回収推進に向けた留意事項

廃食用油の回収のためには、回収拠点を設置し、回収方法を定める必要があります。以下に、回収推進に向けた留意事項とともに概要を記します。

2.2.1 回収拠点の設置

家庭系廃食用油の回収拠点は、市町村との協議により公共施設のほか、自治会・町内会、地域住民団体、さらには民間事業者の施設などに設置することができます。現状では、多くの回収拠点は公共施設に設置されています。



図 2-3 既存の回収拠点イメージ

出所) 春日井市提供

回収拠点は住民の排出行動に大きく影響を与える要素であり、その立地は回収率に直結します。公共施設のみでは、住民がわざわざ捨てに行く必要が生じる場合が多く、必ずしも利用しやすいとはいえません。このため、生活動線を踏まえた回収拠点の選定を検討することが重要です。なお、回収拠点の設置に当たっては、消防法および各市町村の火災予防条例等の規定に適合する必要があります。したがって、設置に際しては、事前に各市町村へ確認することが求められます。

2.2.2 回収方法の選定

廃食用油の回収方法には、主に次の二つの方法があります。回収量を増加させるためには、回収拠点の特性に応じて適切な回収方法を選択するとともに、住民が排出しやすくなるよう、回収方法や利用ルールを分かりやすく普及啓発することが有効です。

回収の推進に当たっては、住民が負担なく行動に移せる回収方法の整備が重要です。

■回収方法

- ① 廃食用油をペットボトル等に入れ、回収拠点に設置された回収ボックスやラックに置く方法
- ② 廃食用油をペットボトル等に入れ、拠点側で設置した専用の回収容器へ移し替える方法

① ペットボトルで回収するボックス例



② 専用の回収容器へ移し替える様子



図 2-4 家庭系廃食用油の回収方法

出所) 株式会社レボインターナショナル提供

コラム 1

<回収後の運搬方法>

家庭系廃食用油の運搬方法は、回収拠点での保管形態に応じて、主に次の2つに分類されます。

① 平ボディー車による運搬

ペットボトル等に入れて持ち込む方式の場合、廃食用油は拠点内のラックやコンテナで保管されます。回収時には、平ボディー車に積載したドラム缶等の容器に移し替えて運搬する方法が一般的に取られています。

② ローリー車による運搬

拠点で廃食用油をドラム缶やポリタンク等に集約している場合、ローリー車により吸引して回収し、運搬する方法が一般的です。

① 運搬に使用される平ボディー車



② 運搬に使用されるローリー車



図 2-5 家庭系廃食用油の運搬方法

出所) 株式会社レボインターナショナル提供

コラム 2

<回収方法と回収対象原料>

回収方法が確立されておらず有効に活用されていない油脂類についても、適切に回収・精製することで SAF の原料として利用できる可能性があります。

現在、多くの市町村で回収対象となっている家庭系廃食用油は、主に植物性の廃食用油（サラダ油、菜種油、オリーブ油等）であり、動物性の廃食用油（ラード等）や食用ではない油は回収の対象外です。

今後は既存の回収対象にとどまらず、このような未利用油脂の活用可能性を踏まえた新たな回収・再資源化の仕組みを検討することも考えられます。

表 2-4 市町村が回収している油・回収していない油の例

- ・ 市町村が回収している油の例：液体の植物油
- ・ サラダ油、菜種油（キャノーラ油）、コーン油、ベニバナ油（サフラワー油）、ヒマワリ油、綿実油、ゴマ油、落花生油、こめ油、オリーブオイルなど
- ・ 市町村が回収していない油の例
- ・ ヤシ油、パーム油、ショートニング、マーガリン
- ・ 牛脂、豚油（ラード）、魚油
- ・ 食用でない油（鉱物油・化学合成油など。例：エンジンオイル、グリス）

出所) 三菱総合研究所作成

2.3 市町村・民間事業者の役割

2.3.1 市町村の役割

市町村は廃掃法に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければなりません。

環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」では、市町村が自ら処理および市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物を対象とし、減量化や再生利用にかかる推進方策や目標値を計画に位置付けることが求められています。また、同省が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和 7 年 3 月一部改訂）」では、標準的な分別収集区分の一つとして廃食用油が位置付けられており、

廃食用油の回収や資源化に取り組むことは、国の方針にも整合します。

市町村が廃食用油を回収する場合には、一般廃棄物処理計画の分別区分に位置付け、国の指針に沿って計画的な分別回収・再生利用の方針を明確にすることが望まれます。

一方で、廃食用油の具体的な回収方法（回収拠点の設置方法、回収容器、民間事業者との連携など）については、処理計画に記載する義務はなく、市町村が地域の実情に応じて個別に検討し、運用段階で具体化する事項となります。

このように、市町村は廃食用油を回収するかどうかを決める主体であり、同時にどのように回収するかを設計し実施する主体でもあり、廃食用油の回収を推進する上で重要な役割を担っています。

2.3.2 民間事業者の役割

廃食用油の回収を効果的に推進するためには、民間事業者の参画が重要です。市町村のみが回収を担う場合、回収拠点の数や広報体制には限界があり、十分な回収率を確保することは困難です。

スーパーマーケットなどの民間事業者は、住民が日常的に利用する生活インフラを活用し、回収拠点として機能することができます。これにより、住民が買い物や外出のついでに廃食用油を排出でき、身近で参加しやすい回収環境の形成に寄与する役割を担います。

また、民間事業者は立地の利便性、住民との接点、情報発信力といった強みを活かし、地域に密着した啓発活動やキャンペーンを展開できます。これらは、家庭系廃食用油回収の裾野を広げるうえで大きな効果があり、住民の行動変容を促す役割も担うことが可能です。

3. 地産地消 SAF のための回収等推進策

地産地消 SAF の推進においては、県内で家庭系廃食用油を安定的に確保できる仕組みを構築し、資源の地域循環を実現することが不可欠です。現状では、家庭系廃食用油の多くが未回収のまま廃棄され、資源として十分に活用されていません。このため、市町村・民間事業者・住民が協働し、回収率の向上と資源化を促進する必要があります。

その際には、各地域の実情を踏まえ、柔軟で実効性のある回収スキーム(回収拠点、回収方法・対象、回収後の流れ)を整備することが重要です。家庭系廃食用油の回収拡大に向けては、民間事業者のノウハウを積極的に活用することが効果的です。従来の行政主導の回収だけでは限界があり、スーパーマーケットなど、住民が日常的に利用する場所を回収拠点として取り込むことで、利便性の高い回収ネットワークを形成できるとともに、廃食用油を「捨てるもの」から「地域を支える資源」へと転換する契機となります。このような方向性について、図 3-1 のとおり示しました。

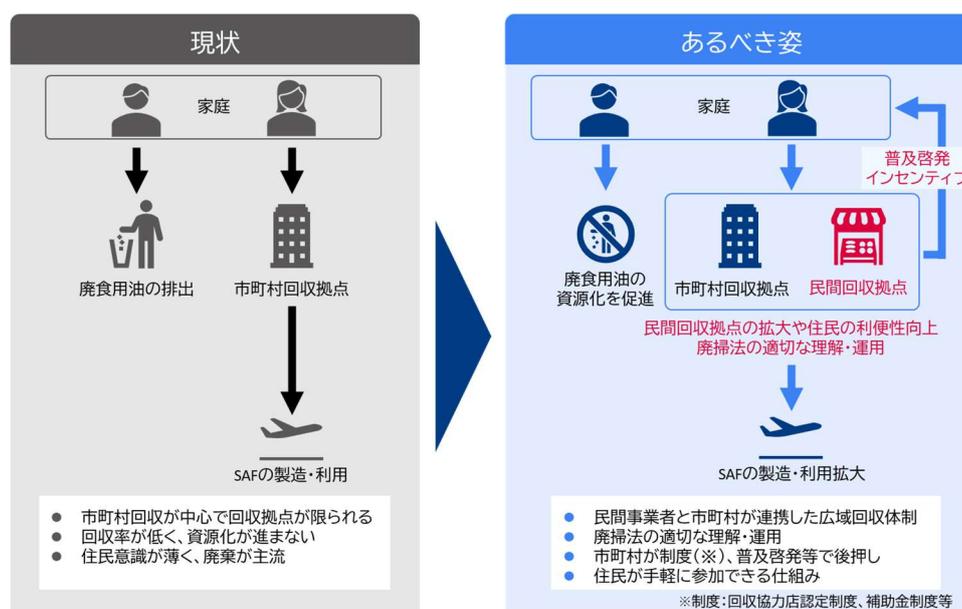


図 3-1 地産地消 SAF 推進のための方向性

出所) 三菱総合研究所作成

市町村は、地域連携の枠組みを制度的に支える中核的存在であり、あるべき姿の実現に向けては、回収協力店認定制度や回収拠点の指定といった民間の活力を活かした回収推進策の事例があります。また、空港やエアラインとの連携策や廃掃法上の整理、住民への普及啓発・インセンティブの活用も有効です。以下に事例とともに、これらの施策について紹介します。

3.1 民間の活力を活かした回収推進策

3.1.1 事例① 回収拠点協力店舗の市町村拠点への取込み

(1) 概要

名古屋市では、家庭系廃食用油を効率的に回収するため、市内スーパーマーケット等72か所（2025年10月現在）を「回収協力店舗」として市の回収拠点にしています。住民は、700mL以下のペットボトルに入れた廃食用油を回収拠点に持ち込む方法で排出を行っており、回収はスーパーマーケットの営業時間内に実施されています。これにより、住民が買い物のついでに気軽に参加できる、生活動線上に根ざした回収体制が構築されています。

(2) 取組内容

回収拠点での保管方法はスーパーマーケットの規模に応じて工夫されており、大規模店舗では専用ラックを設置し、中小規模店舗ではサービスカウンターで一時受け付けた後にバックヤードで保管するなど、柔軟な運用が行われています。

■専用ラック（大規模店）



■サービスカウンター（中小規模店）



図 3-2 名古屋市における家庭系廃食用油の回収方法

出所) 名古屋市提供

廃食用油は、廃掃法上、排出段階では「廃棄物」として取り扱われますが、市による回収後の廃食用油は「有価物」として扱われるという明確な整理のもとで運用されています。

このため、一般廃棄物の運搬・処理に関する許可は不要で、市が売り払い契約に基づき再資源化業者へ引き渡すスキームが構築されています。

売り払い先の事業者は一般競争入札により選定され、売却益は名古屋市の歳入として計上されています。

(3) 特徴

市が主体となりつつスーパーマーケットを最大限に活用することで、各拠点で回収される廃食用油が少量であっても、市全体として効率的に集約・回収する仕組みを構築しています。これにより、スケールメリットを活かした安定的な回収体制を実現しています。

3.1.2 事例② 民間事業者の独自回収の推進

(1) 概要

民間主導の事例としてスーパーマーケットが自主的に回収拠点（市町村回収拠点ではない。）を設置し、独自に来店者や地域住民から家庭系廃食用油を回収する取組があります。

愛知県内に本社を持つ株式会社アオキスーパーでは、日本航空株式会社（以下「JAL」という。）と連携をして「すてる油で空を飛ぼう」プロジェクトを推進しています。アオキスーパーの来店者向けにUCO（Used Cooking Oil）ボトルを利用した店頭での廃食用油回収を行っています。

(2) 取組内容

プロジェクトの流れは図 3-3 のとおりです。

来店者は廃食用油を任意の容器（ペットボトルや製品販売時の容器等）または専用容器（UCO ボトル）に入れて持参し、スーパーマーケットに設置された回収ボックスへ移し替えて排出します。

回収事業者がたまった廃食用油を回収し、SAF 製造プラントに運搬します。廃食用油は SAF に変換され、空港で SAF として航空機に給油されます。



図 3-3 「すてる油で空を飛ぼう」プロジェクトの家庭系廃食用油回収の仕組み
出所）三菱総合研究所撮影・作成

(3) 特徴

廃食用油回収開始イベントに地元首長や自治体キャラクターが参加するなど、市町が回収促進活動に協力し、民間事業者と連携を行っています。

また、民間事業者においては、「環境に配慮した店舗」としてのイメージが高まり、企業ブランド価値の向上にもつながります。

以下、2025年10月26日に実施された愛知県安城市東明店の廃食用油回収開始イベントの様子です。アオキスーパーでは、県内全50店舗（2026年1月30日現在）で回収を実施しています。

■安城市東明店における廃食用油回収イベント



■安城市長による廃食用油投入セレモニーの様子



図 3-4 安城市における家庭系廃食用油回収イベント

出所) 愛知県および三菱総合研究所撮影

3.1.3 事例③ 協力店舗に対する市町村回収拠点としての認定

(1) 概要

千葉県松戸市では、「資源循環型社会」を構築するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進しています。その一環として、ごみの減量やリサイクル活動を積極的に実施する小売販売店等を「クリンクル協力店」に認定する制度を設けています。

現時点では、本制度に基づき家庭系廃食用油を回収している小売販売店等はありませんが、本事例を参考に、家庭系廃食用油を回収する小売販売店等を協力店として募集・認定し、住民の生活動線上で廃食用油を排出できる環境を整備することは、回収推進を図る上で有効な方策と考えられます。

(2) 取組内容

登録対象者

市の区域内にある小売販売店等

申請および認定

小売販売店等は、認定を希望する店舗名、所在地、回収品目等を記載した申込書を市に提出します。市は提出された申込書を審査し、協力店として認定します。

周知等

協力店として認定した後、市は認定証、表示板を協力店に交付し、広報紙、公式 Web サイト等で住民に回収拠点として周知します。また、協力店は、表示板を店舗の見やすい場所に表示し、認定要件となったごみ減量・リサイクル活動の内容を周知します。

■ 協力店表示板



図 3-5 協力店に交付される認定表示板（松戸市）

出所) まつどりサイクル通信（平成 25 年 12 月）

(3) 特徴

本制度は、民間事業者が主体となっておみの減量・リサイクル活動に取り組むことを、市が制度的に後押しする仕組みである点に特徴があります。

現時点では、本制度に基づき家庭系廃食用油の回収は行われていませんが、協力店の認定対象や回収品目は、市の方針に応じて柔軟に設定できる制度設計となっています。このため、家庭系廃食用油を回収対象として位置付けたうえで、協力店を回収拠点として認定・周知することで、住民の生活動線上に回収拠点を確保する仕組みへと発展させられる可能性があります。

また、民間事業者が回収した資源ごみは「有価物」として取り扱われることから、一般廃棄物の運搬・処理に関する許可を要さず、多くの民間事業者が廃食用油回収に参画しやすい環境が整備されています。

3.1.4 まとめ

上記3つの事例の特徴には、それぞれ明確な違いがあります。推進策事例①（名古屋市の事例）では、一般廃棄物処理基本計画において市町村回収拠点として位置付けられ、ごみの分別ガイドブック等を通じて住民へ回収拠点場所が周知されています。回収した廃食用油の所有権は市町村に帰属し、市町村による売り払いにより歳入に計上される点が特徴です。一方、推進策事例②（民間事業者の独自回収の事例）および推進策事例③（松戸市の事例）はいずれも民間が主体となる回収拠点であり、回収後の廃食用油（松戸市にあたっては、廃食用油以外の資源ごみ）の所有権は民間に帰属します。そのため、民間事業者が自由に売り払いすることができます。

ただし、前者（推進策事例②）は市町村制度に基づかない民間事業者独自の拠点であるのに対し、後者（推進策事例③）は市町村の制度に基づいた民間事業者の資源回収拠点として市町村に認定される点で相違があります。これにより、回収された廃食用油（松戸市にあたっては、廃食用油以外の資源ごみ）は明確に「有価物」として扱われ、一般廃棄物の運搬・処理に関する許可が不要となります。結果として、地産地消 SAF 製造に向けて、より多くの民間事業者が回収活動に参画しやすい環境が整備されます。

このように、行政主導型（推進策事例①）、民間主導型（推進策事例②）、官民連携型（推進策事例③）という3つのモデルを参考に地域の実情に応じた運用がなされることで、市町村と民間事業者が連携した効率的かつ持続可能な家庭系廃食用油回収の体制を構築することができ、地産地消 SAF 製造に必要な原料の安定的確保が期待されます。

表 3-1 3つの事例に関する比較表

| モデル | 回収拠点の位置付け | 周知方法 | 売り払い主体 |
|----------------|-------------------------|-----------|--------|
| 行政主導型 (事例①) | 市町村拠点 | 市町村 | 市町村 |
| 民間主導型 (事例②) | 民間拠点 | 市町村・民間事業者 | 民間事業者 |
| 官民連携型 (事例③) | 民間拠点 (市町村が回収拠点として認定) | 市町村・民間事業者 | 民間事業者 |

出所) 三菱総合研究所作成

3.2 その他の市町村による後押し策

地産地消 SAF の推進のため、3.1 で紹介した民間の活力を活かした回収の推進策に加え、空港やエアラインとの連携や廃掃法上の整理を行っていくことが、市町村による後押し策として考えられます。

3.2.1 地産地消 SAF の推進のための連携策

(1) 空港との連携

中部国際空港は、周辺の市町（常滑市、東海市、大府市、知多市、弥富市、大治町、阿久比町、東浦町）と連携し、廃食用油の回収を進め、SAF へ循環させる取組を推進しています。一部の市町では、広報紙や公式 Web サイトにおいて、回収方法や回収拠点の案内に加え、回収された廃食用油が SAF の原料として活用されることを明記し、住民に対して参加を呼び掛けています。

また、各市町においては、廃食用油回収の更なる推進に向けた広報・啓発活動も行われています。東浦町では、町内の小学校において SAF をテーマとした環境学習の機会が設けられるなど、教育活動と連携した啓発が進められています。知多市では、家庭で簡単に実践できる油こしの方法を市の公式 Web サイト上で写真付きで紹介するなど、これまで廃食用油を処分していた家庭でも参加しやすい情報提供が行われています。大府市では、協定締結当日に開催された「大倉公園つつじまつり」の会場において廃食用油の回収イベントが実施され、市長や中部国際空港の代表者が住民から直接廃食用油を受け取るなど、イベントと連動した分かりやすい広報が行われました。

こうした取組は周辺自治体にとどまらず、尾張地区にも広がっており、中部国際空港は、周辺自治体以外の市町（小牧市、岩倉市、東郷町）とも連携を進めています。小牧市では、これまで家庭系廃食用油を石けんやバイオディーゼル燃料として再資源化していましたが、2026年4月からは SAF の原料として活用される予定です。自治体と空港会社が連携し、住民が廃食用油の回収を通じて SAF のサプライチェーンに直接参加する取組が各地に広がっていることは、将来的な国産 SAF の需要の拡大を見据え、住民参加型の資源循環を県域全体へと展開していくうえで重要な動きといえます。

(2) エアラインとの連携

横浜市と JAL は、家庭系廃食用油を国産 SAF の原料として活用するため、2024年2月に連携協定を締結し、回収スキームの実証と住民参加の促進を進めています。横浜市は、家庭系廃食用油の回収体制を整備し、商業施設やスー

廃食用油回収推進のためのガイドブック

パーマーケットと連携した店頭回収方式を導入することで、住民が日常生活の中で回収に参加できる仕組みを構築しています。

この取組は、単なる回収にとどまらず、横浜市での実証実験を通じて「家庭系廃食用油は有価物として扱えるか」という廃棄物該当性の判断を検証する重要な目的を持ちます。実証では、回収された廃食用油が廃棄物ではなく「有価物」として取引できると横浜市が判断し、JAL を回収主体として自治体・スーパー・回収事業者が連携するスキームが成立しました。

さらに、市内では廃食用油の店頭回収に加えて、地域イベントと連動した回収活動も実施されており、住民が気軽に参加できる機会が継続的に提供されています。これらのイベントでは多くの住民が回収に協力しており、行政・企業・地域コミュニティが連携した形で、家庭系廃食用油回収への参加促進と理解の浸透が進められています。



図 3-6 横浜市・JAL の協定締結の様子

出所) JAL 提供

(3) バイオディーゼル燃料 (BDF) に関する参考事例

バイオディーゼル燃料 (BDF) への循環については京都市において長らくの取組があります。京都市では、廃食用油を資源として各家庭から回収し、市内で利活用する取組を 2005 年度から継続的に実施しています。市の公式 Web サイト等では、回収方法や回収拠点の案内に加え、回収された廃食用油がバイオディーゼル燃料 (BDF) として精製され、市バスの燃料などに活用されていることを明記しており、回収後の使われ方を住民が具体的に理解できる構成となっています。

また、同市では、常設の回収案内に加えて、市主催の「DO YOU KYOTO? デー」と連動した啓発活動を行い、廃食用油回収への参加を住民に呼び掛けます。市の広報紙等を通じた情報発信も継続的に行われており、住民の目に触れる機会が確保されています。加えて、住民等が自主的に設置・運営する回収

廃食用油回収推進のためのガイドブック

拠点に対しては、維持管理に要する経費の一部を助成する制度（「4.2.1 京都市使用済てんぷら油回収事業助成金（京都市）」で後述）を設け、回収体制の維持・拡充を支援しています。

こうした広報・啓発の取組と、回収拠点への助成制度を組み合わせた施策の積み重ねにより、京都市では家庭系廃食用油が年間おおむね 100～150 トン規模で回収されており、長期間にわたり安定的な回収が継続しています。回収方法の周知と利活用の可視化に加え、回収拠点の運営を下支えする助成制度を併せて展開している点は、家庭系廃食用油回収における普及啓発と支援施策を両輪とした取組事例として参考となります。



図 3-7 京都市における家庭系廃食用油回収後の資源循環の流れ

出所) 京都市 (2025年5月22日) 「バイオディーゼル燃料化事業」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000008.html>, 最終閲覧日: 2025年12月15日

3.2.2 廃掃法における位置付けの整理

民間の活力を活かした回収スキームを広げていく際には、より幅広い民間事業者が家庭系廃食用油回収に携わることができる状況を生み出すことが有効と考えられます。

その中で、廃食用油が生活環境の保全上の支障が発生しないこと、保管や品質管理が適切になされること、占有者に有償譲渡する意思があること等を前提に、廃掃法に基づく許可を要さずに取り扱うことができる「有価物」として整理することは、回収の普及啓発に有効であると考えられます。

「有価物」として整理するためには、環境省による通知に従い、廃棄物該当性の判断として、「ア 物の性状」、「イ 排出状況」、「ウ 通常の取扱い形態」、「エ 取引価値の有無」、「オ 占有者の意思」の5つの判断要素を勘案することが必要です。

これらの判断に関する事例として、前述の横浜市と JAL の取組では、以下に示すとおり、家庭系廃食用油回収の実証実験を行い、5つの判断要素から、廃食用油を廃棄物ではなく資源物として有価取引ができると総合的に判断されています。

表 3-2 実証実験に基づく家庭系廃食用油を有価物と判断した事例

| 判断要素 | | 判断要素ごとの整理 |
|------|----------|---|
| ア | 物の性状 | <ul style="list-style-type: none"> 実験を通じて回収した廃食用油はSAF等への利用に適した質であり、店舗で回収されたものに適宜回収事業者へ引き渡すしくみであることを確認した 実験を通じて回収ボトルおよびボックスは飛散、流出、悪臭等に十分に対応できていることを確認した |
| イ | 排出の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 実験を通じて家庭から持ち込まれる廃食用油の量は一定程度見通しが立つことを確認した 回収ボックスは店内の管理された場所に設置されており、適切に人の目の監視が行き届く環境にあることを確認した 店員向け管理要領に基づき、回収ボックスの定期的な状態確認、回収量の確認、回収業者への回収依頼および引渡しを実施し、要領どおりに実施できることを確認した |
| ウ | 通常の取扱い形態 | <ul style="list-style-type: none"> 回収した廃食用油は、回収事業者によりSAFをはじめとするバイオ燃料に活用されることを契約に明記しており、これに基づき回収されていることを確認した 現時点では回収された廃食用油はレポインターナショナルによりバイオディーゼル燃料に再生されている。2025年以降SAFとして利用される計画 |
| エ | 取引価値の有無 | <ul style="list-style-type: none"> 住民から回収主体および回収場所に対して処理料金に相当する金品含む受け渡しはない |
| オ | 占有者の意思 | <ul style="list-style-type: none"> 実証実験中のイベントを通じた直接の説明や事前配布したチラシや公式Webサイト等での周知により、持ち込みをされる住民は回収された後の用途について理解したうえで引渡しを行っていると考えられる |

出所) JAL へのヒアリング結果および環境省廃棄物規制課通知(令和3年4月)を踏まえ、三菱総合研究所が作成

前述のとおり一般廃棄物の最終的な処理責任は、廃掃法において市町村に義務が帰属します。最終的には市町村の判断に委ねられますが、家庭系廃食用油を有価物として判断することで民間事業者での取組が推進されると考えられます。

(1) 有価物として扱うための基準

昭和 45 年制定の廃掃法で「廃棄物」が定義されました。昭和 46 年の施行当初は、廃棄物か否かは排出実態等から見て客観的に把握可能と通知されましたが（客観説）、昭和 52 年の通知改正により、廃棄物に該当するか否かは「占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべき（総合判断説）」とされました。

（平成 11 年の最高裁判例において総合判断説が採用）

総合判断説においては、当初、占有者の意思と取引価値に重きが置かれ、有償取引される物は有価物であり、よって廃棄物ではないと判断されていましたが、占有者の「有価物である」との強い主張によって本来廃棄物と判断されるべき物が廃棄物ではないとされ、艦橋汚染をもたらす事例が発生しました。平成 12 年循環型社会形成推進基本法で中古品や副産物をも包括した概念として「廃棄物等」が定義されています。

平成 15 年廃掃法改正により「廃棄物の疑いがある物」への行政調査権限が設定されました。また、総合判断説によるだけでは廃棄物であるかを判断することが難しいとして、現在は、「行政処分の指針について（通知）」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）が発行されています。

<環境省廃棄物規制課通知（令和 3 年 4 月 14 日）>

廃棄物該当性の判断については、以下 5 つの判断要素から総合的に勘案して判断すべきものとされています。家庭系廃食用油を有価物と判断するに当たっては、廃棄物処理責任を有する市町村（一部事務組合）において、これらの基準に照らして判断することが必要です。

「**廃棄物の疑いのあるもの**については...各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、**有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。**」

○同通知に示された各種判断要素の基準（一部抜粋）

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

図 3-8 環境省廃棄物規制課通知

出所) 環境省廃棄物規制課通知（令和 3 年 4 月 14 日）

(2) 家庭系廃食用油の廃掃法上の位置づけに関する3つの解釈

家庭系廃食用油については、市町村ごとに「廃棄物」または「有価物（廃棄物でない）」としての扱いに違いがあり、その整理は運搬方法や売り払いに影響を与えます。本ガイドブックでは、県内で確認された代表的な3つの解釈を以下に示します。

なお、市町村は、廃棄物該当性の判断にかかる5つの判断要素から総合的に勘案し、地域の実情に応じて廃掃法を解釈することが望まれます。

1) 解釈 A: 排出時点は廃棄物、市町村の回収拠点に集まった時点で有価物と扱う

解釈 A では、住民が家庭から回収拠点に廃食用油を持ち込む段階を「廃棄物」と整理しています。一方、市町村が当該店舗を“市町村の回収拠点”として位置付けている場合に限り、回収拠点に集められた廃食用油を「有価物（廃棄物でない）」として取り扱います。市町村から売り払い先への運搬には、廃掃法に基づく許可を要しません。

なお、市町村が指定していない拠点で民間事業者が単独で回収する場合、市場価値に見合う数量が確保されないことがあり、「廃棄物」と判断される可能性があります。

その場合、民間事業者が単独で回収した廃食用油を運搬する際は、廃掃法に基づく許可が必要となります。

2) 解釈 B: 排出時点は廃棄物、回収拠点が市町村か民間かを問わず、回収拠点に集まった時点で有価物と扱う

解釈 B では、住民が廃食用油を持ち込む段階は「廃棄物」と整理するものの、回収拠点が民間回収拠点であっても、拠点に集められた以降の廃食用油が有価として取引されているのであれば、「有価物（廃棄物でない）」として取り扱うことが可能と判断しています。

この解釈では、市町村の回収拠点に限定せず、民間事業者が回収主体となっても、市場価値に見合う数量が確保されている場合は有価物としています。回収された段階で“廃棄物ではなくなる”ため、回収事業者は廃掃法の許可を受けずに運搬することができます。そのため、回収拠点の拡大や民間事業者との連携が容易となります。

3) 解釈 C: 排出時点から一貫して有価物として扱う

解釈 C では、家庭から排出された段階から廃食用油を「有価物（廃棄物でない）」として取り扱うものとしています。

廃食用油回収推進のためのガイドブック

この解釈では、回収事業者が廃掃法に基づく許可を受けずに運搬できるため、回収拠点の拡大や民間事業者との連携が容易となります。

表 3-3 3つの解釈の比較表

| 解釈 | 排出時の扱い | 回収拠点 | 引き渡し時の扱い | 廃掃法の許可要否 |
|----------|--------|-----------------|---------------------|---------------------|
| (1) 解釈 A | 廃棄物 | 市町村回収拠点のみ | 有価物 (市町村回収拠点に限る) | 市町村回収拠点からの運搬に限り許可不要 |
| (2) 解釈 B | 廃棄物 | 市町村・民間回収拠点いずれも可 | 有価物 | 運搬許可不要 |
| (3) 解釈 C | 有価物 | 市町村・民間回収拠点いずれも可 | 有価物 | 運搬許可不要 |

出所) 三菱総合研究所作成

3.3 住民への普及啓発策・インセンティブ

廃食用油の廃棄を減らし、回収推進を図るためには、実際に排出する住民の行動変容を促すことが重要です。

行動変容は、「認知・理解」、「関心」、「行動・実践」、「拡大・定着」の4つのフェーズで進むと考えられます。まず、多くの人の目に触れることで幅広く知ってもらい段階があり、次に、深く知ることに関心を高めていきます。その上で、行動に移しやすい状況や環境を整え参加を促し、それが継続するような仕組みとしていくことが肝要です。

それぞれのフェーズに応じた具体的なアプローチや施策を講じるためには、自治体だけでなく、民間事業者とも連携しながらより効果的に推進することが求められます。

表 3-4 行動変容のフェーズと対応する推進策例

| フェーズ | 施策の目的 | 推進策例 |
|-------|---------------------------|--|
| 認知・理解 | 廃食用油回収の必要性やメリットを住民に知ってもらう | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告媒体を活用した情報発信 (①) ・ ポスターやチラシの掲示・配布 ・ 地域イベントによる啓発活動 |
| 関心 | 自身の生活に関係があると感じ興味を持たせる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での出前授業を通じた啓発 (②) ・ 廃食用油のリサイクルが環境改善や資源の有効活用につながる事例紹介 |
| 行動・実践 | 実際に廃食用油を回収拠点へ持参する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での出前授業を通じた啓発 (②) ・ 回収状況に応じたポイントシステムなどのインセンティブ提供 (③) ・ 回収プロセスを簡易化した仕組みづくり(専用容器の無償配布 (④)、定期回収サービスなど) |
| 拡大・定着 | 行動が習慣づき、多くの住民に取り組みが広がる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収実績や成果を発信し、成功事例として共有 ・ 長期的なモニタリングによる継続的な支援や改善提案 |

出所) 三菱総合研究所作成

以下に、行動・実践に至るまでのフェーズ別に推進策の事例を紹介します。

3.3.1 事例① 広告媒体を活用した情報発信【認知・理解】

協議会が実施した「廃食用油回収についてのアンケート調査」（実施期間：2025年11月30日～12月14日、回答者数260人）では、「市の拠点やスーパーなどで廃食用油回収が行われていることを知っている」割合が77%を占め、このうち、廃食用油回収を知ったきっかけが「スーパーなどのチラシ」という回答が73%、「市の広報紙やウェブサイト」が21%を占めました。

アンケート回答者の多くが、スーパーのチラシ広告に掲載された二次元コードからアンケート調査に参加しているため、バイアスがあるものの、多くの人が日常的に目にするチラシ広告は、これまで廃食用油回収について知らなかった人々が認知するために有効な媒体であることが確認されました。また、これまで廃食用油回収に参加したことがない人の約8割が「今後廃食用油回収に参加しようと思う」と回答しており、チラシやアンケートなどを通じた情報発信が、廃食用油回収に関する関心の高まりにつながることも確認されています。

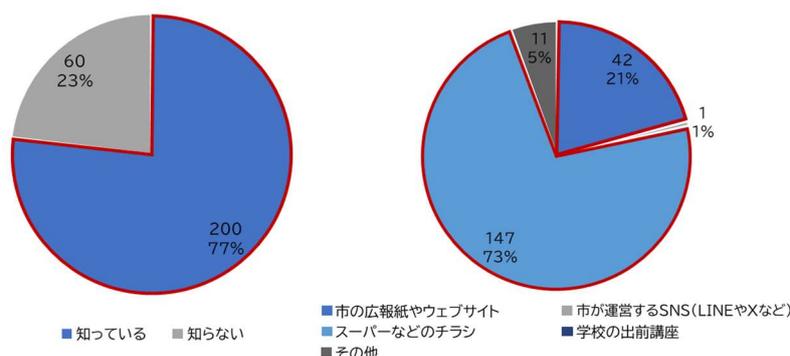


図 3-9 アンケート調査結果(廃食用油回収の認知度と廃食用油回収を知ったきっかけ)

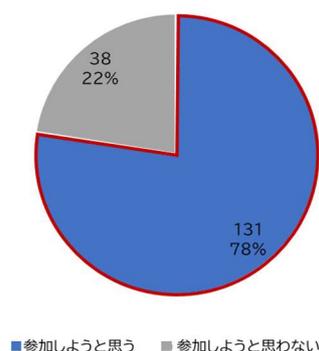


図 3-10 アンケート調査結果（廃食用油回収への参加経験がない回答者の今後の参加意向）

その他、SAFを知ったきっかけが「テレビ等の広告宣伝」という回答は42%と半数近くを占め、何気なく目にするテレビ等の広告も認知度向上に大きく寄与することが示されました。

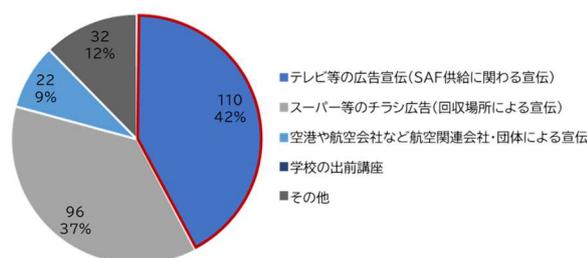


図 3-11 アンケート調査結果 (SAF を知ったきっかけ)

3.3.2 事例② 小学校における出前授業【関心】 【行動・実践】

出前授業（清掃行政担当の市町村職員が小学校等に出向き、循環型社会推進等にかかる環境学習等を提供するもの）の意義は、子どもたちに向けて、特定のテーマや課題についてわかりやすく伝え、理解を深めてもらうことだけでなく、行動につなげるきっかけを作ることにあります。廃食用油回収に関連する出前授業を実施することにより、廃食用油がリサイクル可能な大切な資源であることや、適切に処理することの重要性を学び、環境問題や資源循環の意識を高めることができます。

さらに、民間企業と連携して取り組むことで、店舗での具体例や実際の活動が加わりより身近な問題として捉えやすくなります。例えば、企業が実際に取り組んでいる廃食用油のリサイクル事例を紹介し、持ち込みから SAF 製造につながる流れを学ぶことによって、自分たちの行動が直接社会に貢献していることを実感しやすくなります。

また、子どもたちが授業を通じて学んだことを家庭に持ち帰り、家族と共有することで地域全体に影響が広がります。例えば「廃食用油をどう捨てるか」「リサイクルにどう協力するか」といった話題が家族の中で議論され、住民全体の行動変容につながる可能性があります。



図 3-12 小牧市における廃食用油回収に関する民間連携の出前授業

3.3.3 事例③ 自治体ポイント制度を用いた普及啓発【行動・実践】

廃食用油回収を推進するためのインセンティブとして、ポイントシステムの導入は非常に有効です。ポイントが貯まることで得られる「お得感」により、住民の参加意欲を高めることが期待されます。

また、廃食用油の回収量に応じて、環境負荷がどの程度軽減されたのかを可視化する仕組みは、参加者が「自分の行動が環境に貢献している」という実感を得ることができます。このような取り組みは、自分が良いことをしているという意識を高め、行動を継続させるためのモチベーション向上にもつながります。

(1) 「脱炭素エキデン愛知」の活用

「脱炭素エキデン愛知」は、愛知県が行う「人々の行動変容を、行政×企業の連携で推し進める」プロジェクトです。この取り組みは、ポイントアプリを活用し、楽しく参加しながら脱炭素社会の実現を目指しています。具体的には、徒歩や自転車通勤、廃食用油回収など、個人の脱炭素行動に伴う CO2 削減量を計測・スコア化することで、個人の日常生活における脱炭素行動を促進するとともに、その行動による成果を可視化します。

さらに、貯まったポイントは、特典交換などに活用できるため、参加者はお得感を感じながら持続可能な行動を楽しんで続けることができます。



図 3-13 脱炭素エキデンアプリと対象となる脱炭素行動例

出所) 脱炭素エキデン Web サイト

<https://deco-ekiden.jp/citizen/index.html>, 最終閲覧日: 2025 年 12 月 10 日

(2) 他県の事例

大阪府堺市では、「堺エコライフポイント事業」を実施しています。堺エコライフポイントは、住民のライフスタイルの脱炭素化に向け、参加者が無理をせず、環境に良い行動を実践することを目的とした事業です。専用のスマートフォンアプリを利用することで、環境省が進めるデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に、お得かつ自然に取り組むことができるよう工夫しています。

堺エコライフポイント事業では、廃食用油回収を含む対象の環境行動を実践することでポイントを獲得することができ、貯めたポイントは、電子マネー等への交換やプレゼント品への抽選に応募することができます。

2024年度堺エコライフポイント事業の実施結果では、ユーザー数は9,295人、事業期間中（2024年6月28日～2025年2月28日）における廃食用油回収の持ち込み回数は、1,139回となっています。



図 3-14 堺エコライフポイントアプリと対象となる環境行動

出所) 堺市 Web サイト

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/torikumi/ecolifepoint/index.html>, 最終閲覧日: 2025年12月10日

3.3.4 事例④ 民間事業者の既存サービスを活用した取組【行動・実践】

(1) スーパー等独自インセンティブの活用（例：アオキスーパー）

アオキスーパーは、東海地方で初めて、JALが進める「すてる油で空を飛ばう」プロジェクトに参加し、家庭系廃食用油の回収を進めてきました。愛知県内の全50店舗で、回収開始日にイベントを実施し、その中で専用のUCO (Used Cooking Oil) ボトルを先着100名に配布しました。さらに、食品ロスの取り組みですでにファン層を有する独自キャラクターのオリジナルステッカーとガチャを回せる権利も合わせて周知したところ、全ての店舗において配布予定のボトルは即座に配布終了となりました。

イベントとして事前にチラシ等にて周知し、実施することで、廃食用油回収活動の認知度を効率的に高める相乗効果が生まれ、特に初めて取り組む住民に対して訴求力を発揮したと考えられます。また、UCO ボトルに加え、スーパー独自キャラクターのシールやガチャの権利は、廃食用油回収参加を促し、行動のきっかけになったと考えられます。ステッカーやガチャのような手軽なインセンティブでも、特に初めて廃食用油回収を実施する過程においては心理的なハードルを下げる効果が期待されます。アオキスーパーの事例では、すでに固定ファン層を形成しているキャラクターを活用することで、これらファン層を廃食用油回収の取り組みに巻き込みやすくなるだけでなく、新しい層へのアプローチに対しても有効だと考えられます。



図 3-15 アオキスーパーによるイベント周知用チラシ

出所) アオキスーパーチラシ 2025年11月30日版 抜粋

4. その他の公的支援制度の紹介

家庭系廃食用油の回収に関して、国や市町村による代表的な支援制度を紹介します。

なお、支援制度は、政策動向や予算措置等により内容の変更や新設・廃止が行われる場合があります。本ガイドブックで紹介する制度についても、活用を検討する際には、関係機関の公式情報により最新の制度内容を確認してください。

4.1 国による支援制度

家庭系廃食用油の回収や資源循環の仕組みづくりを進めるにあたっては、国の支援制度を活用することで、設備整備やモデル事業を効果的に推進することができます。以下に、特に関連性の高い2つの制度を紹介します。

(1) 循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」という。）は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村を含む。）の自主性と創意工夫をいかしながら、地域計画等に基づいて広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とするものです。

本交付金制度の対象事業の一つである、「分散型資源回収拠点施設」を整備（交付率1/3）し、廃食用油のほか、古紙類・古布類・飲料缶・ペットボトル等、様々な資源を回収することができるようになります。

分散型資源回収拠点施設

分散型資源回収拠点施設とは、住民が直接持ち込む資源ごみ等の受入、分別、搬出するため一時的に保管する施設です。回収品目については、廃食用油、生ごみ、剪定枝のいずれかを含むものとし、燃やすごみの焼却量低減を目指すとともにごみの資源化を推進します。

交付対象地域

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を

行う地方公共団体です。

豊田市の事例

豊田市では、平成9年からリサイクルステーション（分散型資源回収拠点施設）を整備し、市内約20か所で運営しています。リサイクルステーションでは、家庭系廃食用油をはじめ、複数の資源を回収しています。また、年中無休（年末年始を除く）で開設しているため、市民は、いつでも利用でき、同時に複数の資源を出すことができます。これにより、ごみの減量と分別意識の向上を図っています。

■ リサイクルステーションの外観



■ リサイクルステーションでの廃食用油回収



図 4-1 豊田市のリサイクルステーション

出所) 豊田市提供

(2) 地産地消型資源循環加速化事業（循環型社会形成推進事業費補助金）

地産地消型資源循環加速化事業は、令和6年度補正予算を契機として実施されている制度であり、地域における地産地消型の資源循環システムの構築・拡大のため、廃食用油等を対象に、回収・選別・再資源化等にかかる技術面での実施可能性調査等のモデル事業の実施に必要な経費の一部を国が補助するものです。

対象者

本事業の対象者は、民間事業者、一般社団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人等です。

対象となる廃棄物

地域で排出される資源性廃棄物であって、従来、焼却・埋立てされてきたもので、SAF原料（廃食用油を含む。）等を対象としています。

対象事業

対象事業は、地域で排出される廃食用油等が、回収・運搬・分別・選別・再資源化等を経て、同じ地域に再生材等として供給される資源循環スキームの構築・拡大につながる、実施可能性調査や実証等のモデル事業です。地域の状況等により、資源循環の過程が同一県内で完結しない場合も想定されることから、近接する府県や地方を含めた事業についても対象としています。

採択事例

2025年7月に「北関東地域における家庭用廃食用油の効率的回収と SAF 資源化に向けた地域循環モデル事業」が採択され、廃食用油を SAF として再資源化する取組が支援されています。

4.2 市町村による助成の事例

家庭系廃食用油の回収を促進するため、市町村が地域団体の活動を財政的に支援する制度（助成）が各地で導入されています。以下に、参考となる2つの制度を紹介します。

(1) 京都市 使用済てんぷら油回収事業助成金（京都市）

京都市では、廃食用油の地域回収を促進するため、住民等が自主的に設置・運営する回収拠点に対し、その維持管理に要する経費の一部を助成する制度を設けています。財源には家庭ごみの有料指定袋制による収入を活用しています。

助成対象

助成対象となるのは、以下の要件を満たす団体または個人です。

- ① 市内で廃食用油を定期的に回収していること。
 - ② 市公式 Web サイト等で回収拠点の所在地の掲載に同意し、広く住民からの持ち込みを受け入れること。
 - ③ 市へ回収の依頼をすること。
 - ④ 回収や売却を業としていないこと。
 - ⑤ ポリタンク又はドラム缶による拠点での回収であること。
- ※ ②の条件を満たさない場合、助成金の対象外ですが、市への回収依頼はできます。

助成金額

回収拠点数に応じて助成金額が表 4-1 のとおり設定されています。ただし、

年度途中に新たに設置された回収拠点は、別に定められた乗率を乗じて助成金額が調整されます。

表 4-1 京都市使用済てんぷら油回収事業の助成金額（年額）

| 拠点数 | 助成金額 |
|-------|----------|
| 1 | 5,000 円 |
| 2 | 6,500 円 |
| 3 | 8,000 円 |
| 4 | 9,500 円 |
| 5 | 11,000 円 |
| 6 | 12,500 円 |
| 7 | 14,000 円 |
| 8 | 15,500 円 |
| 9 | 17,000 円 |
| 10 | 18,500 円 |
| 11 以上 | 20,000 円 |

出所) 京都市使用済てんぷら油回収事業の登録及び助成金交付要綱

提供する物品

回収事業の登録時に、ポリタンク・のぼり・ポール・油こし器などを提供しています。ポリタンク・のぼり・ポールは、破損があった時は交換することができます。

(2) 資源ごみ集団回収団体報奨金制度（福知山市）

京都府福知山市では、地域団体が自主的に行う資源ごみの集団回収活動を支援するため、回収量に応じて報奨金を交付しています。廃食用油も対象品目に含まれています。

対象団体

交付対象となる団体は、以下のとおりです。

- ① 営利を目的としない団体（自治会、婦人会、PTA、子ども会など）
- ② 年間 1 回以上の資源ごみ集団回収を実施する団体
- ③ 複数の箇所から資源となるごみを自ら回収している団体

助成金額

1Lにつき 3 円の助成金を交付しています。

廃食用油回収推進のためのガイドブック

(白紙)

廃食用油回収推進のためのガイドブック
～地産地消SAF製造に向けて～

2026年2月 策定

■ 発行者 あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会
